

告 示

埼玉県選管告示第五十号

令和元年十月二十七日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、十月十日とする。

令和元年十月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治